

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定にもとづき届出を行なった電気特定小売供給約款（2019年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額、附則3（口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置）に定める口座振替割引額ならびに附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

## (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯 需要家料金		
1 契約につき	77.00	7.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	73.26	6.66
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	109.12	9.92
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	180.84	16.44
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	252.56	22.96
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	396.00	36.00
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	396.00	36.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	197.33	17.94
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	326.45	29.68
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	326.45	29.68
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで	341.02	31.00
電力量料金 15キロワット時をこえ 120キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.32	1.85
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.80	2.35
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29.29	2.66
従量電灯 B 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき	396.00	36.00
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.92	1.63
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.21	1.93
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.21	2.20
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまで の場合	7.59	0.69
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまでの 場合	15.18	1.38
総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアまでの 場合100ボルトアンペアまでご とに	15.18	1.38

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	151.76	13.80
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	151.76	13.80
臨時電灯 B 最低料金 1契約につき最初の 15キロワット時まで	596.79	54.25
電力量料金 上記をこえる 1キロワット時につき	32.22	2.93
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	440.00	40.00
電力量料金 1キロワット時につき	26.63	2.42
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	69.30	6.30
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	65.45	5.95
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	97.90	8.90
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	162.80	14.80
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	227.70	20.70
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	357.50	32.50
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	357.50	32.50
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1機器につき	177.53	16.14
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	293.45	26.68
100ボルトアンペアをこえる 1機器につき100ボルトアン ペアまでごとに	293.45	26.68

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで	301.92	27.45
電力量料金 上記をこえる 1キロワット時につき	19.31	1.76
公衆街路灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき	363.00	33.00
電力量料金 1 キロワット時につき	16.67	1.52
低圧電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	1,078.00	98.00
電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金	14.62	1.33
その他季料金	13.13	1.19
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワット 1 日につき	185.30	16.85
従量制供給の場合 電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金	17.86	1.62
その他季料金	16.10	1.46
農事用電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	627.00	57.00
電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金	10.15	0.92
その他季料金	9.09	0.83

(2) 58 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合 超過こう長 1 メートルにつき	3,410.00	310.00
地中配電設備の場合 超過こう長 1 メートルにつき	26,840.00	2,440.00

- (3) 附則 3 (口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置)  
に定める口座振替割引額

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円 銭 55.00	円 銭 5.00

- (4) 附則 5 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)  
に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,347.87	395.26
1キロワット	6,095.35	554.12
2キロワット	9,499.63	863.60
3キロワット	12,951.05	1,177.37
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	2,127.70	193.43
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	32.34	2.94
1キロワット	43.10	3.92
2キロワット	88.61	8.06
3キロワット	136.49	12.41
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	55.08	5.01

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭 厘	円 銭 厘
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.272	0.025
1キロワット	0.542	0.049
2キロワット	1.086	0.099
3キロワット	1.628	0.148
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	0.542	0.049

## (5) 附則 7 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	75.60	5.60
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	71.93	5.33
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	107.14	7.94
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	177.55	13.15
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	247.97	18.37
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	388.80	28.80
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	388.80	28.80
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	193.74	14.35
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	320.51	23.74
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	320.51	23.74
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで	334.82	24.80
電力量料金 15キロワット時をこえ 120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.95	1.48
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.33	1.88
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.76	2.13
従量電灯 B 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき	388.80	28.80

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電力量料金 最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	17.59	1.30
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	20.82	1.54
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	23.77	1.76
臨時電灯 A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアま の場合	7.45	0.55
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアま の場合	14.90	1.10
総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアま の場合100ボルトアンペアま でごとに	14.90	1.10
総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアま の場合	149.00	11.04
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアン ペアまでごとに	149.00	11.04
臨時電灯 B 最低料金 1契約につき最初の 15キロワット時まで	585.94	43.40
電力量料金 上記をこえる 1キロワット時につき	31.63	2.34
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアン ペアにつき	432.00	32.00
電力量料金 1キロワット時につき	26.15	1.94
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	68.04	5.04

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	64.26	4.76
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	96.12	7.12
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	159.84	11.84
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	223.56	16.56
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	351.00	26.00
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	351.00	26.00
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	174.30	12.91
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの1機器につき	288.11	21.34
100ボルトアンペアをこえる 1機器につき100ボルトアン ペアまでごとに	288.11	21.34
公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の 15キロワット時まで	296.43	21.96
電力量料金		
上記をこえる 1キロワット時につき	18.95	1.40
公衆街路灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペア につき	356.40	26.40
電力量料金		
1キロワット時につき	16.36	1.21
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,058.40	78.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	14.35	1.06
その他季料金	12.90	0.96



区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット	181.93	13.48
1日につき		
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	17.54	1.30
その他季料金	15.81	1.17
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	615.60	45.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	9.97	0.74
その他季料金	8.92	0.66

(6) 附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)に定める料金率

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 契約につき	54.00	4.00

(7) 附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(3)に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,268.82	316.21
1キロワット	5,984.53	443.30
2キロワット	9,326.91	690.88
3キロワット	12,715.57	941.89
3キロワットをこえ		
1キロワットを増すごとに	2,089.01	154.74
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	31.75	2.35
1キロワット	42.31	3.13
2キロワット	86.99	6.44
3キロワット	134.01	9.93
3キロワットをこえ		
1キロワットを増すごとに	54.08	4.01

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭厘	円 銭厘
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.267	0.020
1キロワット	0.532	0.039
2キロワット	1.066	0.079
3キロワット	1.598	0.118
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	0.532	0.039

(8) 附則7（消費税法の改正にともなう経過措置）(4)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(i) 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.630	0.047
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.258	0.093
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	2.516	0.186
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	3.776	0.280
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	6.292	0.466
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	6.292	0.466
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	1.879	0.139
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまで の1機器につき	3.758	0.278
100ボルトアンペアをこ える1機器につき100ボ ルトアンペアまでごとに	3.758	0.278
(ii) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペ アまでの場合	0.051	0.004
総容量が50ボルトアンペ アをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	0.102	0.008

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.102	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.014	0.075
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.014	0.075
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	1.066	0.079
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金 1契約につき最初の15キロワット時まで	2.430	0.180
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	0.162	0.012
(ロ) (イ)以外の場合 1キロワット時につき	0.162	0.012

(9) 別表2(燃料費調整)に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯 10ワットまでの1灯につき	0.641	0.058
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.282	0.117
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	2.563	0.233
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	3.846	0.350
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	6.409	0.583
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	6.409	0.583

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.914	0.174
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまで の1 機器につき	3.828	0.348
100ボルトアンペアをこ える1 機器につき100ボ ルトアンペアまでごとに	3.828	0.348
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき 総容量が50ボルトアンペ アまでの場合	0.052	0.005
総容量が50ボルトアンペ アをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	0.103	0.009
総容量が100ボルトアン ペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボ ルトアンペアまでごとに	0.103	0.009
総容量が500ボルトアン ペアをこえ1 キロボルト アンペアまでの場合	1.033	0.094
総容量が1 キロボルトア ンペアをこえ3 キロボル トアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまで ごとに	1.033	0.094
(ハ) 臨時電力 契約電力1 キロワット1 日 につき	1.086	0.099
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の15キ ロワット時まで	2.475	0.225
電力量料金 上記をこえる1 キロワッ ト時につき	0.165	0.015

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(2) (1)以外の場合 1キロワット時につき	円 銭厘 <b>0.165</b>	円 銭厘 <b>0.015</b>